



福島医発第 2499 号 (地)

平成 26 年 12 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「全国介護保険担当課長会議」資料の送付について

平成 26 年 11 月 10 日 (月) に厚生労働省において、全国介護保険担当課長会議が開催された旨、日本医師会より情報提供がありました。

今般の全国課長会議では、本年 7 月 28 日に開催された同会議に続き、平成 27 年度より始まる第 6 期介護保険事業計画や、本年 6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (医療介護総合確保推進法)」に基づき、平成 27 年度以降に予定されている介護保険制度の改正内容を中心に、平成 27 年度事業について老健局各課より説明が行われております。

なお、今年度は医療分野が対象とされている地域医療介護総合確保基金については、平成 27 年度より新たに介護分野も対象となる予定で検討が進められており、介護分野における具体的な対象事業の内容、執行方法および予算規模等については、年末の予算編成過程を経て示されることとされておりますが、厚生労働省老健局における現在の考え方として、介護施設等の整備については、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応サービス、認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設・設備の整備等に対して財政支援を行う必要があるとの旨が別紙 2 のとおり示されております。

また、平成 26 年 11 月 21 日付福島医発第 2327 号 (地) 「地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のための事業と地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業との関係について (情報提供)」にてご連絡させていただきました内容につきましては、別紙 3 のとおり記載されております。

当該会議資料につきましては、膨大な量になっておりますので、別紙 1 のとおり目次を添付させていただきます。お手数をおかけいたしますが、必要な資

料につきましては、厚生労働省ホームページよりダウンロードしていただきますようお願い致します。

当該会議の様子については「医療福祉eチャンネル」にて、平成 26 年 11 月 25 日（火）より無料動画が随時配信されており、YouTube「厚生労働省チャンネル」においても 12 月上旬より配信予定となっております。

記

[厚生労働省ホームページ URL]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000064545.html>

[無料動画 URL]

<http://www.ch774.com>

(介 90)

平成 26 年 11 月 18 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 26 年 11 月 10 日開催「全国介護保険担当課長会議」資料の送付について

本年11月10日(月)に厚生労働省において、全国介護保険担当課長会議が開催されました。

今般の全国課長会議では、本年7月28日に開催された同会議に続き、平成27年度より始まる第6期介護保険事業計画や、本年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」に基づき、平成27年度以降に予定されている介護保険制度の改正内容を中心に、平成27年度事業について老健局各課よりそれぞれ説明がありました。

なお、今年度は医療分野が対象とされている地域医療介護総合確保基金については、平成27年度より新たに介護分野も対象となる予定で検討が進められており、介護分野における具体的な対象事業の内容、執行方法および予算規模等については、年末の予算編成過程を経て示されることとされておりますが、厚生労働省老健局における現在の考え方として、介護施設等の整備については、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応サービス、認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設・設備の整備等に対して財政支援を行う必要があるとの旨が資料のP. 188に示されております。

また、本年11月13日付(地 I 197) (介87)「地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のための事業と地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業との関係について（情報提供）」にてご連絡させていただきました内容につきましては、資料のP. 524に記載されております。

当該会議資料については、今後、厚生労働省ホームページに公開される予定となっており、当該会議の様子は「医療福祉 e チャンネル」(<http://www.ch774.com>)にて本年 11 月 25 日(火)より無料動画が随時配信される予定であるとともに、YouTube「厚生労働省チャンネル」においても 12 月上旬より映像配信予定となっております。

つきましては、当該会議資料を一部ご送付いたしますので、周知方宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 全国介護保険担当課長会議資料（平 26. 11. 10 厚生労働省老健局）

1 部

全国介護保険担当課長会議 目次

【介護保険計画課関係】

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）等について 3
2. 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について 7

（介護保険計画課資料）

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）について 51
2. 介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて（局長通知）新旧対照表 129
3. 推計に当たっての留意点 139
4. 一定以上所得者の負担割合の見直しについて 142
5. 「第3期介護給付適正化計画」に関する指針について（介護保険計画課長通知） 151

【高齢者支援課関係】

- 特別養護老人ホームの重点化等について 179

【認知症・虐待防止対策推進室関係】

- 認知症施策の推進について 193

（高齢者支援課資料）

1. 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（イメージ） 203
2. 養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業（平成25年度老人保健健康増進等事業） 204
3. 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について 208

【振興課関係】

1. 新しい総合事業等について 215
2. デイサービスの見直しについて 501

【介護保険指導室資料】

- 総合事業の監査等指針（案） 511

【老人保健課関係】

1. 在宅医療・介護連携推進事業について 521
2. 平成27年度介護報酬改定について 531
3. 要介護認定について 544

【医療介護連携政策課関係（保険局）】

- 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）について 549

【精神・障害保健課関係（社会・援護局障害保健福祉部）】

- 長期入院精神障害者の地域生活への移行を促進するための介護保険担当部局等との連携について 559

地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のための事業と
地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業との関係について

- 在宅医療の充実については、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の取組を支援することとしている。平成 26 年度においては、以下の事業例を示し、在宅医療と介護の連携に関する事業も、その対象としている。

(参考) 都道府県会議 (3 月 20 日) で示した基金の事業例

- ・在宅医療の実施に係る拠点の整備
- ・在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施

- 在宅医療と介護の連携推進については、これまでの医政局施策である在宅医療連携拠点事業 (平成 23・24 年度)、在宅医療連携推進事業 (平成 25 年度～) の成果を踏まえ、平成 27 年度以降、介護保険法の地域支援事業として全国的に取り組むこととしており (※)、市区町村が実施する当該事業に必要な経費については、地域支援事業交付金により措置されることとなる。

※ 介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業として新たに在宅医療・介護連携推進事業を創設し、市区町村が主体となって、取り組む。

- 地域医療介護総合確保基金の対象事業については、診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象外としているため、在宅医療と介護の連携に関する事業のうち、地域支援事業交付金により措置されている事業は、地域医療介護総合確保基金の対象とはならないものである。

- すなわち、

・在宅医療と介護の連携に関する事業については、そのうち在宅医療・介護連携推進事業の実施要綱 (案) (別添 1) に示している事業は、平成 27 年度以降、地域医療介護総合確保基金の対象とならない。ただし、市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、平成 27 年度以降も地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。

・なお、在宅医療の充実のための事業については、平成 27 年度以降も引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用して実施していくこととなる。

※ 例えば、平成 26 年度に、市区町村と市区町村以外のものが在宅医療連携拠点事業と称する事業を行い、両方とも地域医療介護総合確保基金が活用されているケースについて、平成 27 年度以降、市区町村が行う事業について介護保険法の地域支援事業として位置付けることとなった場合、その市区町村事業は当該基金の対象とならない。一方、市区町村以外のものが行う事業については、介護保険法の地域支援事業ではないので、当該基金の活用が可能となる。

- 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のため取組例については、別添 3 を参考とされたい。

地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のための取組例

別添3

在宅医療の充実

■ 在宅医療の提供体制の充実

□ 訪問診療・往診

- ・医師の在宅医療導入研修
- ・24時間体制等のための医師のグループ化

□ 訪問歯科医療

- ・在宅歯科医療連携室の設置支援
- ・在宅歯科医療技術研修

□ 医療機関間の連携体制構築、情報共有等

□ 訪問看護

- ・強化型訪問看護STやST空白地域への設置支援
- ・新任訪問看護師の研修充実、研修機関の集約化

□ 薬局・訪問薬剤管理指導

- ・衛生材料等の供給拠点の設置支援
- ・訪問薬剤管理指導導入研修

■ 在宅医療推進協議会の設置・運営

在宅医療の推進について県内の在宅医療関係者等で協議を行う。

■ 個別の疾患、領域等に着目した質の向上

医療関係者に対する専門的な研修や専門的に取り組む医療機関を支援

- | | |
|------------------|-----------|
| □ 看取り | □ 認知症 |
| □ 末期がん | □ 精神疾患 |
| □ 疾患に関わらない緩和ケア | □ 褥瘡 |
| □ 小児等在宅医療 | □ 口腔・栄養ケア |
| □ 難病在宅医療 | □ リハビリ |
| □ 在宅療養にかかる意思決定支援 | 等 |

■ 在宅医療に関する普及啓発

一般住民に対する在宅医療に関する理解を深めるための講演会の実施等

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携に関する事業

※在宅医療・介護連携のための事業で、右記以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能

・在宅医療・介護連携のための相談員(コーディネーター)の育成

・ICTによる医療介護情報共有 等

※市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。

介護保険の地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)での取組 (地域支援事業交付金)

- (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (ウ) 在宅医療・介護連携支援に関する相談の受付等
- (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者の研修
- (カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 二次医療圏内・関係市区町村の連携

在宅医療・介護連携の推進についてのQ & A 【11 月 10 日版】

問 1 平成 27 年度内に限り、在宅医療・介護連携推進事業に位置づけられた事業と同じ取組について、地域医療再生基金で取り組むことが可能であるが、その場合、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとみなされるのか。

（答）地域医療再生基金で市区町村が取り組んでいる場合は、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとみなされる。その場合は、当該事業の実施が困難である旨の条例を制定する必要はない。ただし、平成 28 年度以降、当該事業に引き続き取り組むことができない場合は、条例の制定が必要である。

市区町村が取り組んでいない場合（地域医療再生基金で市区町村以外が実施している場合を含む）、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとはみなされないため、条例の制定が必要である。

問 2 在宅医療・介護連携推進事業に位置づけられた事業と同じ取組について、市区町村が、一般財源や、都道府県の補助金を用いている場合、当該事業に取り組んでいるとみなされるのか。

（答）在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとみなされる。その場合は、当該事業の実施が困難である旨の条例を制定する必要はない。

問 3 情報共有のために ICT を導入する場合の必要経費は、在宅医療・介護連携推進事業の対象となるのか。

（答）当該事業においては、情報共有の方法やツール等を検討する際の協議、情報共有ツールの使用方法等の説明会の開催、情報共有の使用状況の把握と改善の検討に係る費用を想定しており、情報共有のための PC やモバイル機器等の購入費用については、地域医療介護総合確保基金の活用を想定している。

問4 二次医療圏内が一つの市のみで構成されている場合、「二次医療圏内・関係市区町村の連携」については、どのような取組が想定されるのか。

(答) 二次医療圏が一つの市で構成されている場合など、患者・利用者の退院から在宅療養まで、市区町村内で完結していると考えられる場合は、(イ)の取組をもって、(ク)に取り組んでいるとみなし、必ずしも(ク)を実施しなくても差し支えない。しかしながら、二次医療圏内に限らず、隣接市区町村との医療と介護の連携の状況について把握し、連携の方法について検討いただきたいと考えている。

問5 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)は、新たな建物を設置しないといけないのか。名称はセンターという名前をつけないといけないのか。

(答) 新たな建物を設置していただく必要はない。あくまでも、在宅での療養生活を送る上で、地域の医療・介護関係者等に対して、在宅医療と介護の連携に関する相談の受付や、連携の調整、情報提供等の機能を設けていただきたいという趣旨である。

既に、在宅医療・介護連携を支援する機能が設けられている場合など、地域の在宅医療・介護連携の支援を推進するためにふさわしい名称があるのであれば、在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の名称を付けなくても差し支えない。地域の実情に応じてご検討いただきたい。

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化し、全国的に取り組む。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ、取り組む。
- 可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村が、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することができる。
- 都道府県・保健所が、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施の手引書や事例集の作成等により支援。都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト化
- ◆ さらに連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査した結果を、関係者間で共有、住民にも公表 等



（エ）在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

- ◆ 地域連携パス（在宅医療を行う医療機関、介護事業所等の情報を含む）等の活用により、在宅医療・介護の情報の共有支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも対応 等

（オ）在宅医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じて、多職種連携の実際を学ぶ
- ◆ 介護職種を対象とした医療関連のテーマの研修会を開催 等

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウムの開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用し、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについても普及啓発等



（鶴岡地区医師会）

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

- ◆ 地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等を協議 等

（ウ）在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等

- ◆ 在宅医療・介護連携の支援窓口の設置・運営により、在宅医療と介護サービスの担当者（看護師、社会福祉士等）の連携を支援するコーディネーターを配置して、連携の取組の支援とともに、ケアマネジャー等から相談受付 等

（カ）24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制を整備 等

（ク）二次医療圏内・関係市区町村の連携

- ◆ 二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、在宅医療・介護等の関係者間で情報共有の方法等について協議 等

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)

(在宅医療・介護連携相談窓口)

- 介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける。(原則、住民からの相談は地域包括支援センターが受け付ける)
- 地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。



市区町村

◆ 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議

- 在宅医療・介護連携の課題を抽出し、その解決策及び他の各事業の対応方針について協議

◆ 二次医療圏内・関係市区町村の連携

- 退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供されるよう、同一の二次医療圏内にある市区町村が連携し、当該二次医療圏内にある病院と、介護サービス事業者間における情報共有等の方法について協議



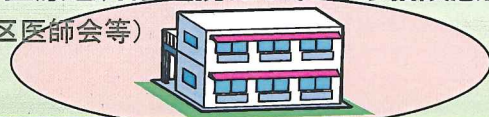
連携

郡市区医師会等に委託※

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)

(在宅医療と介護連携についての相談窓口)

(郡市区医師会等)



必要に応じて

◆在宅医療・介護連携に関する相談の受付等(★)

- 在宅医療・介護連携についての窓口の設置し、医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談の受付及び情報提供を行う。
- 退院支援ルールが整備されていない地域における、医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例について、医療・介護の関係者に対して調整支援を行う。
- 市区町村で協議された対応方針を踏まえ、各事業の必要に応じて支援をする。

支援

◆地域の医療・介護サービス資源の把握(★)

- 地域の医療機関、介護事業者の住所、機能等を調査し、これまでに自治体で把握されている情報と併せてマップ又はリストを作成

◆ 地域住民への普及啓発(★)

- 在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る

◆ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援(★)

- 医療・介護関係者に対し、情報共有ツール等の導入を支援

◆ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築(★)

- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、緊急時等の連絡体制も含めた在宅医療・介護の提供体制を整備

◆ 在宅医療・介護関係者の研修(★)

- 医療関係者に対する介護サービス等の研修、介護関係者に対する医療等の研修を実施する。また、多職種連携のグループワークを実施

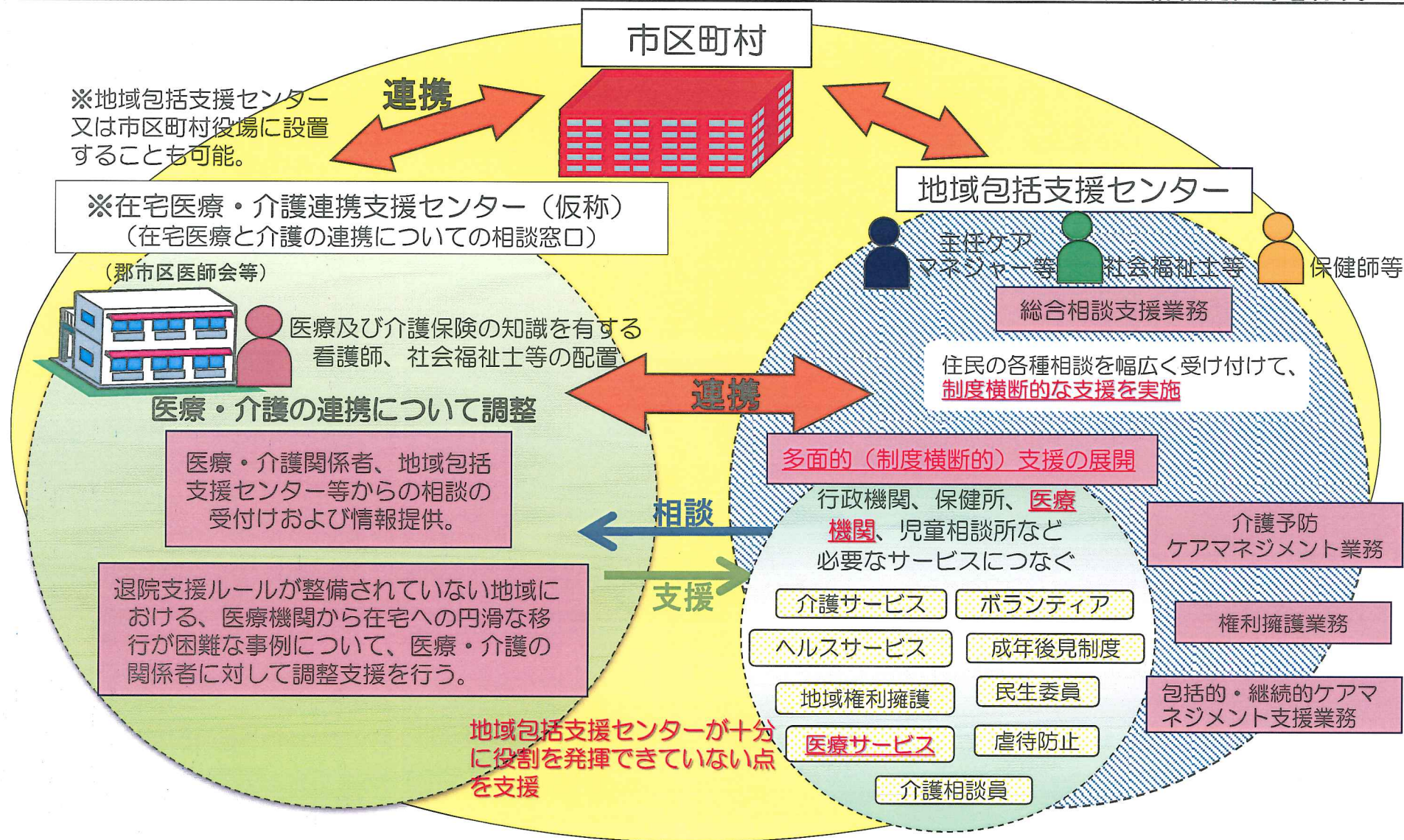
※地域包括支援センター又は市区町村役場に設置することも可能。

★がついている事業項目については委託可能

530 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)と地域包括支援センターの役割について

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)は、

- 介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける。(原則、住民からの相談は地域包括支援センターが受け付ける)
- 地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。



ホームの施設関係者等に対して、その周知を図るためのシンポジウムを、本年 12 月 8 日（月）に東京都内で、12 月 15 日（月）に兵庫県内で、それぞれ開催する予定としているので、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

なお、現在、各都道府県等での養護老人ホーム及び軽費老人ホームの周知や活用促進の取組についてのアンケート調査（平成 26 年 10 月 27 日付高齢者支援課事務連絡）を実施しているところであり、11 月 14 日（金）が当省への回答期限となっているので、ご協力方お願いします。

（３）新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）について

ア 地域医療介護総合確保基金

本年 7 月 28 日に開催した全国介護保険担当課長会議においてもお伝えしているが、先の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）が成立し、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）が創設された。

都道府県に設置されるこの地域医療介護総合確保基金は、国が策定する「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（総合確保方針）を踏まえ、都道府県が策定する計画（都道府県計画）に基づき事業を実施するものであるが、本年度はまず医療分野の事業を対象としているところである。このため、平成 26 年 9 月 12 日付けで、厚生労働省告示第 354 号において「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（総合確保方針）をお示しするとともに、医療分野に係る交付要綱や管理運営要領等の関係通知を発出したところである。

介護分野についての関係通知は、平成 27 年度予算成立後になるが、改正案等の情報についてはできるだけ早く提供していきたいと考えているので、地方自治体におかれても、基金を活用する際の事務手続等を定めた助成要綱の作成等に向けて、所要の準備を進めていただくようお願いします。

（平成 26 年 9 月 12 日付交付告示及び発出通知）

- ・「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号）
- ・「平成 26 年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について」（厚生労働省発医政 0912 第 2 号厚生労働事務次官通知）
- ・「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」（医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知）
- ・「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び地

域医療介護総合確保基金の平成 26 年度の取扱いに関する留意事項について」(医政地発 0912 第 3 号・保連発 0912 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長・保険局医療介護連携政策課長通知)

イ 基金の対象事業等

平成 27 年度から新たに実施する介護分野については、介護施設等の整備に関する事業や介護従事者の確保に関する事業等を対象としており、具体的な対象事業の内容、執行方法及び予算規模等については、年末の予算編成過程を経てお示しすることとなるが、

- ① 介護施設等の整備については、地域包括ケアシステムの構築を着実に推進するために、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応サービス、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着サービスの施設・設備の整備等に対して、財政支援を行う必要があるものと考えていること
- ② 介護従事者の確保については、各都道府県の裁量を重視していくことを考えているので、各都道府県におかれては、平成 26 年度まで設置される緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく「福祉・介護人材確保緊急支援事業」における取組事例や、平成 26 年 10 月 22 日の「福祉人材確保対策検討会」における議論のとりまとめを踏まえつつ、地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実を図るための人材育成や、多様な人材の参入促進、介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善等の観点から、地域の実情に応じた計画的な人材確保が図られるよう検討いただきたいと考えていること

また、第 6 期介護保険事業支援計画に掲げる目標も踏まえ、定量的な人材確保の見通しを定め、地域課題の明確化を行った上で進めることが必要と考えていること

(担当：老健局振興課)

に留意するようお願いする。

ウ 市町村計画・都道府県計画の作成等

来年度より地域医療介護総合確保基金の対象に、地域密着型の介護施設等の整備など市町村が基金を充てて行う事業も加わることとなるが、当事業を実施する際には、当事業について市町村が作成する計画(市町村計画)に位置付けとうえて、都道府県が市町村計画を踏まえて都道府県計画に盛り込む必要がある。また、市町村計画・都道府県計画の作成に当たっては、医療計画、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画等との整合性を図ることとしている。

市町村計画の様式については、今後、様式例を参考としてお示しする予定で

あるが、市町村介護保険事業計画等を元に作成する等の、市町村の事務負担を考慮したものになるよう検討を行っているところである。また、都道府県計画についても、本年9月12日付け医政局地域医療計画課長・保険局医療介護連携政策課長通知によりお示しした様式例をベースとして、管内市町村が作成した市町村計画をとりまとめる形で計画を作成する等の検討を行っているところである。

エ 今後のスケジュール（予定）

- ・ 12月末頃 来年度政府予算案閣議決定（昨年度の例）
※具体的な対象事業の内容や基金の予算規模等が確定
- ・ 来年初め 福祉人材確保指針（案）の提示（予定）
- ・ 2月頃 27年度医療介護総合確保基金所要額の調査
- ・ 平成27年度予算成立後（速やかに）
 - ・ 27年度医療介護総合確保基金の原資の配分額について都道府県へ内示
 - ・ 交付要綱、管理運営要領など関係通知の改正・発出